

竹富町立 鳩間小中学校 いじめ防止基本方針

令和7年3月策定

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) いじめの判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、「いじめを受けたとする児童生徒の立場」に立つことが必要である。

(3) 具体的ないじめの様態（例）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・身体や動作について不快なことを言われる
 - ・存在を否定される ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる 等
- ② 仲間はずれや無視される
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・遊びやチームに入れない ・席を離される 等
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・身体を小突かれたり、触って知らないふりをする
 - ・遊びと称して、技をかけられる 等
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・殴られ、蹴られるのが繰り返される 等
- ⑤ 金品をたかられる
 - ・脅され、お金や持ち物（例：スマホ等）を取られる 等
- ⑥ 持ち物や金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・筆箱等、文房具を隠される ・靴に画鋲やガムを入れられる
 - ・写真やカバン等を傷つけられる 等
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを無理矢理させられる
 - ・万引きやかつあげを強要される ・大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・教師や大人に暴言を吐かされる 等
- ⑧ パソコンやスマホで、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・パソコンやスマホなどのSNSやブログ等に恥ずかしい情報を載せられる
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる 等
- ⑨ 性的いたずらをされる
 - ・スカートをめくられる、無理矢理キスをされる
 - ・胸を触られる、裸にされる、性器を触られる 等

(4) 基本理念

いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為である。本校児童生徒が尊厳を保持し、健全で全人格的な成長を遂げるために、全職員が一丸となっていじめ防止やいじめの早期発見及び予防的な教育を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめ防止のための対策

(1) いじめ防止の組織等

- ① 月2回（隔週1回の木曜日）の子ども支援部会で話し合う場を定期的に設ける。
- ② 必要に応じて、「ケース会議」「校内いじめ対策委員会」を開催する。

構成員 ・校長 ・教頭 ・小中教務主任 ・生徒指導主事
・教育相談担当 ・養護教諭 ・学級担任

- ③ 「職員会議」等で、配慮を要する児童生徒について、全教職員で現状や指導についての情報交換・共通理解を図る。

3 いじめ早期発見のための対策

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の職員で関わり、いじめの積極的な発見に取り組む。

(1) 教育相談

- ① 教育相談週間の実施（各学期に1回ずつ）
- ② 保護者を含めた三者面談、二者面談の実施（行事に合わせて・必要に応じて）
- ③ 日常の教育相談の充実

(2) 児童生徒観察

- ① 複数の教員による観察の実施及び学部会による共通理解（随時）
- ② 昼休み、授業時間外の児童生徒の人間関係の観察

(3) 相談窓口の周知

- ① 学校の相談窓口担当者（教頭・養護教諭・SC・その他相談しやすい職員）
- ② いじめ相談機関の周知

4 いじめに対する早期対応

- (1) いじめの情報を得た場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は会議を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導・保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた子供が安心して教育を受けられるために、必要がある場合、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきものは、教育委員会や警察署等と連携して対処する。

5 学校におけるいじめ防止の措置等

いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。

(1) 未然防止のための対策

① わかる授業の実施

- ・「わかった・できた・楽しかった」という感動体験
- ・話し合い活動による、理解徹底と深化
- ・より多くの事を学びたいという姿勢の獲得

② 道徳教育の充実

- ・法やルール of 意義や遵守の理解
- ・基本的生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成
- ・主体的に判断し、適正に判断できる人間の育成

③ 豊かな人間関係づくり

- ・「ルール」と「リレーション」のある学級づくり
- ・沖縄県版「学校教育における指導の努力点」の活用
- ・委員会活動及び部活動、クラブ活動等での、異年齢集団による活動の充実

④ 規範意識の育成

- ・いじめ防止対策推進法の周知
- ・生活規律や学習規律の確立

⑤ 児童生徒会を中心とした自発的活動

- ・レッドリボン集会、平和学習等を活用した人権意識の向上

⑥ 教師の人権意識の向上

- ・教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解
- ・過度の競争意識等が児童生徒のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることの共通理解

⑦ インターネット上のいじめへの対応

- ・情報モラル教育の充実
- ・保護者への利用についての共通理解
- ・外部講師を招いた講演会の実施

(2) 学校評価

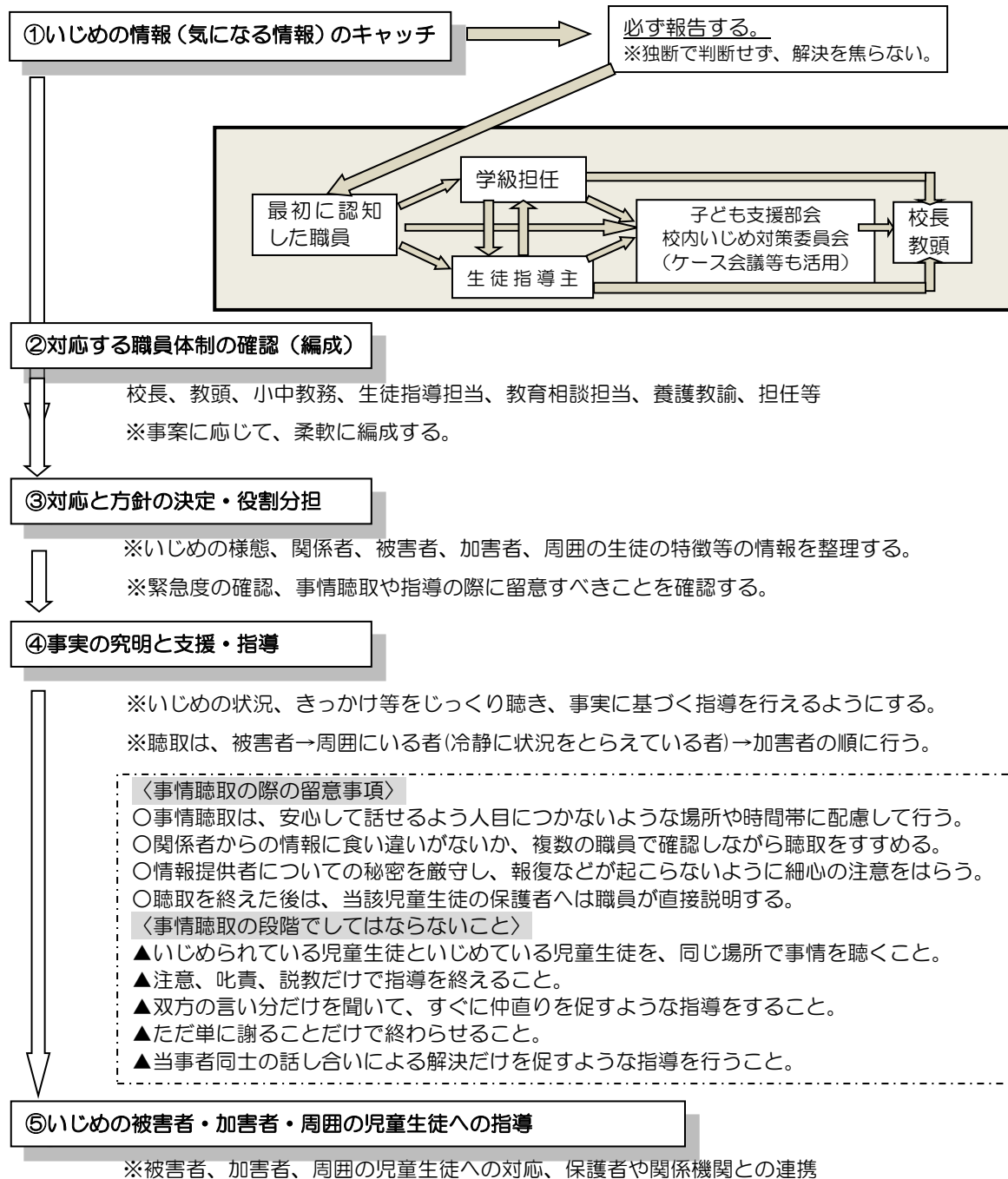
いじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価し、日頃から児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

(3) 年間活動計画

□教職員 ○生徒・保護者

	いじめ対策年間計画	ポイント
4 月	□情報交換、指導要録の引き継ぎ □いじめ対策に係る共通理解 □子ども支援部会・学校生活アンケート ○学級開き・人間関係づくり・学級ルールづくり	・いじめの被害者、加害者の関係、児童生徒の人間関係等を確実に引き継ぐ。
5 月	□教育相談の実施（週間） □子ども支援部会 □学校生活アンケート	・児童生徒をよく観察する。
6 月	□子ども支援部会 □学校生活アンケート ○行事（運動会）を通した人間関係づくり ○三者面談・二者面談	・児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期であるため、観察する。
7 月	□子ども支援部会・学校生活アンケート ○学校評価の実施	・いじめ対策の点検を行う。
8 月	□生徒指導・教育相談に係る研修等への参加	・相談技術の向上を図る。 ・児童生徒の変化を確認する。
9 月	□子ども支援部会・学校生活アンケート □教育相談週間の準備（相談相手希望調査） □教育相談の実施（週間）	・児童生徒の意欲を高める。
10 月	□子ども支援部会・学校生活アンケート	・児童生徒の変化を確認する。
11 月	□子ども支援部会・学校生活アンケート ○行事（学習発表会）を通した人間関係づくり ○三者面談・二者面談	・児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期であるため観察する。
12 月	□子ども支援部会・学校生活アンケート ○学校評価の実施	・いじめ対策の点検を行う。
1 月	□教育相談の実施（週間） □子ども支援部会・学校生活アンケート ○冬休み明けの教育相談の実施	・児童生徒の変化を確認する。
2 月	□子ども支援部会・学校生活アンケート	・進級による人間関係に不安を持ち始める時期である。
3 月	□記録整理、引き継ぎ情報等作成 □子ども支援部会・学校生活アンケート	・いじめに関する情報や児童生徒の人間関係等を確実に引き継ぐ準備をする。

6 いじめの発見から解決まで



(1) 重大事態の定義

- ## (2) 重大事態への対処

- ## 8 重大事態への対処

沖縄県いじめ対応マニュアル【令和 7 年 3 月版】に準ずる。

